

# 小 学 校 特 別 の 教 科 道 徳 ( 道 徳 科 )

## 1 改訂の経緯

- (1) 平成26年10月「道徳に係る教育課程の改善等について」答申。
- (2) 答申を踏まえ、平成27年3月に学校教育法施行規則を改正し、小学校学習指導要領の一部改正の公示。
- (3) 改正小学校学習指導要領は、平成30年4月1日から全面实施。
- (4) 平成29年3月31日に、小学校学習指導要領の全面改訂。
- (5) 「移行期間中の教育課程について」特別の教科道徳については、新学習指導要領よることとした。(平成29年7月7日付け文部科学省事務次官通知)

## 2 改訂の基本方針

- (1) 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐ。
- (2) 今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応である。
- (3) 学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正おいて、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という)として位置付けた。

## 3 道徳教育の目標

「第1章 総則」の「第1 小学校教育の基本と教育課程の役割」の2の(2)  
「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること」

## 4 道徳科の目標

「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」  
第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

- (1) 道徳教育の目標と道徳科の目標を各々の役割と関連性を明確にするため、道徳科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」とした。
- (2) 従来の道徳の時間の「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」⇒「道徳的諸価値についての理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改めた。
- (3) 従来の「道徳的実践力を育成する」⇒「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

## 5 道徳科の内容

内容項目のまとまりを示していた視点については、4つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりであるが、児童にとっての対象の広がり即して以下のように整理した。

1⇒A 主として自分自身に関すること [善悪の判断, 自律, 自由と責任] [正直, 誠実] [節度, 節制] [個性の伸長] [希望と勇気, 努力と強い意志] [真理の探究]
2⇒B 主として人との関わりに関すること [親切, 思いやり] [感謝] [礼儀] [友情, 信頼] [相互理解, 寛容]
4⇒C 主として集団や社会との関わりに関すること [規則の尊重] [公正, 公平, 社会正義] [勤労, 公共の精神] [家族愛, 家庭生活の充実] [よりよい学校生活, 集団生活の充実] [伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度] [国際理解, 国際親善]
3⇒D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] [自然愛護] [感動, 畏敬の念] [よりよく生きる喜び]

## 6 指導計画の作成と内容の取扱い

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1  
各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

- (1) 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点。
  - ① 主題の設定と配列を工夫する
  - ② 計画的、発展的な指導ができるように工夫する
  - ③ 重点的指導ができるように工夫する
  - ④ 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
  - ⑤ 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
  - ⑥ 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える

- ⑦ 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
- ⑧ 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする
- (2) 道徳科における指導の基本方針
 

各教科，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら，年間指導計画に基づき，児童や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。
- (3) 道徳科の特質を生かした学習指導の展開
 

道徳科の指導においては，児童一人一人が道徳的価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を多面的・多角的に考え，自己の生き方についての考えを深めることで道徳性を養うという特質を十分に考慮し，それに応じた学習指導課程や指導方法を工夫することが大切である。それとともに，児童が自らのよさや成長を実感できるように工夫することが求められる。
- (4) 道徳科の特質を生かした計画的・発展的指導
 

これまで目標に示していた各教科等との密接な関連及び補充，深化，統合に関する事項を，指導の配慮事項に移行し，分かりやすい記述に改めた。

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2  
 (2)道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう，計画的・発展的な指導を行うこと。特に，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや，児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること，内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

- (5) 情報モラルと現代的な課題に対する指導
 

指導上の配慮事項として，情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し，取り上げる際の配慮事項を明記した。

  - ① 情報モラルに関する指導
    - ア 情報モラルと道徳の内容（情報社会の倫理，法の理解と遵守等）
    - イ 情報モラルへの配慮と道徳科（創意ある多様な工夫）
  - ② 現代的な課題の扱い
 

現代社会を生きる上での課題を扱う場合には，問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの指導方法を工夫し，課題を自分との関係で捉え，その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である
- (6) 教材の開発と活用の創意工夫
  - ① 道徳科に生かす多様な教材の開発（柔軟な発想をもち，教材を広く求める姿勢）
  - ② 多様な教材を活用した創意工夫ある指導（地域教材の開発や活用）
- (7) 道徳に生かす教材（教材の具備する要件）
  - ① 児童の発達の段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること
  - ② 人間尊重の精神にかなうものであって，悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，児童が深く考えることができ，人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること
  - ③ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること

\* 教科用図書以外の教材を使用するに当たっては，「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知）など，関連する法規等の趣旨を十分に理解した上で適切に使用することが重要である。

## 7 道徳科の評価

### (1) 道徳科における評価の意義

「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4  
 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。ただし，数値などによる評価は行わないものとする。

- ① 道徳教育における評価の意義
 

他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面，進歩の様子などを把握し，年間や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要であるとしている。
- ② 道徳科における評価の意義
 

児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて，個々の児童の成長を促すとともに，それによって自らの指導を評価し，改善に努めることが大切である。
- (2) 道徳科における児童の学習状況及び成長の様子についての評価
 

道徳科においては，児童自身が，真正面から自分のこととして道徳的価値に多面的・多角的に向き合うことが重要である。また，道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子把握は，児童の人格そのものに働きかけ，道徳性を養うという道徳科の目標に照らし，児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め，励ます観点から行うものであり，個人内評価であるとの趣旨がより強く要請されるものである。